

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－３－２ <u>不祥事件等に対する監督上の対応</u> <u>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。</u> <u>（１） 不祥事件等の発覚の第一報</u> <u>認可特定保険業者において不祥事件等が発覚し、行政庁に対し第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。</u> <u>① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規程等に則った理事会等への報告</u> <u>② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報</u> <u>③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施</u> <u>（２） 不祥事件等届出書の受理</u> <u>改正法附則第４条第１項及び第２項において読み替えて準用する法第272条の21に基づき、認可特定保険業者が不祥事件の発生を知った日から30日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。</u> <u>なお、認可特定保険業者から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記（１）の点も併せて確認するものとする。</u> <u>（３） 主な着眼点</u> <u>不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。</u> <u>① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。</u> <u>② 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u>	Ⅱ－３－２ <u>削除</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>③ 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。</u> <u>④ 当該事件の内容が認可特定保険業者の経営等に与える影響はどうか。</u> <u>⑤ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u> <u>⑥ 当該事件の発覚後の対応が適切か。</u> <u>(4) 監督上の措置</u> <u>不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じて改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 272 条の 22 に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 132 条又は改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 133 条に基づき行政処分を行うものとする。</u> <u>(5) 標準処理期間</u> <u>不祥事件等届出書に係る改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 272 条の 22 に基づく報告徴求や改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 132 条又は改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 133 条に基づく行政処分を行う場合は、当該届出書（改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 272 条の 22 に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね 1 ヶ月（本庁への協議を要するものは概ね 2 ヶ月）以内を目途に行うものとする。</u>	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>
Ⅲ－2－3 資産の運用方法の承認にあたっての留意点 (2) 資産の運用方法の承認審査	Ⅲ－2－3 資産の運用方法の承認にあたっての留意点 (2) 資産の運用方法の承認審査

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
① ～ ② （略） ③ 承認申請者の資産運用リスク管理態勢が、<u>総合指針Ⅱ－2－6－6</u> 及び保険検査マニュアルにおける着眼点等も参考に、当該申請者が取り扱う保険契約の期間、保有する資産の構成等を踏まえ、運用に係る各種リスクに適切に対応できるものとなっているか。 Ⅲ－2－8 不祥事件への対応 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	① ～ ② （略） ③ 承認申請者の資産運用リスク管理態勢が、<u>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－3－12</u> 及び保険検査マニュアルにおける着眼点等も参考に、当該申請者が取り扱う保険契約の期間、保有する資産の構成等を踏まえ、運用に係る各種リスクに適切に対応できるものとなっているか。 Ⅲ－2－8 不祥事件に対する監督上の対応 <u>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。</u> <u>（1） 不祥事件等の発覚の第一報</u> <u>認可特定保険業者において不祥事件等が発覚し、行政庁に対し第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。</u> <u>① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規程等に則った理事会等への報告</u> <u>② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報</u> <u>③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施</u> <u>（2） 不祥事件等届出書の受理</u> <u>① 改正法附則第4 条第1 項及び第2 項において読み替えて準用する法第272 条の21 に基づき、認可特定保険業者が不祥事件の発生を知った日から30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。</u> <u>なお、認可特定保険業者から第一報がなく届出書の提出があった場合</u>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
命令第 64 条第 1 項第 11 号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。 <u>(1)</u> 命令第 64 条第 4 項に掲げる者が、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管理する認可特定保険業者からの届出書を当該認可特定保険業者を管轄する財務局が受理する。 <u>(2)</u> 上記（1）の届出書を受理した財務局は、当該届出の内容及び受理件数について 1 ヶ月分を取りまとめの上、翌月 10 日までに金融庁監督局保険課宛て報告することとする。 <u>(3)</u> 上記（1）の届出書を受理する際は、当該認可特定保険業者において、事件と関係しない部門において内部調査等の適切な方法により事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認することとする。 <u>(新設)</u>	<u>は、上記（1）の点も併せて確認するものとする。</u> <u>②</u> 命令第 64 条第 1 項第 11 号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。 <u>ア.</u> 命令第 64 条第 4 項に掲げる者が、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管理する認可特定保険業者からの届出書を当該認可特定保険業者を管轄する財務局が受理する。 <u>イ.</u> 上記（1）の届出書を受理した財務局は、当該届出の内容及び受理件数について 1 ヶ月分を取りまとめの上、翌月 10 日までに金融庁監督局保険課宛て報告することとする。 <u>ウ.</u> 上記（1）の届出書を受理する際は、当該認可特定保険業者において、事件と関係しない部門において内部調査等の適切な方法により事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認することとする。 <u>(3) 主な着眼点</u> <u>不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。</u> <u>① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。</u> <u>② 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u> <u>③ 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取り組みが適時適切に行われているか。</u> <u>④ 当該事件の内容が認可特定保険業者の経営等に与える影響はどうか。</u> <u>⑤ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u> <u>⑥ 当該事件の発覚後の対応が適切か。</u>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(新設)	(4) 監督上の措置 <u>不祥事件等届出書の提出があつた場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じて改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条又は改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づき行政処分を行うものとする。</u>
(新設)	(5) 標準処理期間 <u>不祥事件等届出書に係る改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づく報告徴求や改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条又は改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づく行政処分を行う場合は、当該届出書（改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね1ヵ月（本庁への協議を要するものは概ね2ヵ月）以内を目途に行うものとする。</u>